

留市教生第 8 5 0 号

令和 4 年 3 月 1 5 日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会

教育長 武 田 浩 一

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果を参考として
講じた措置について

令和 3 年 4 月 1 4 日付留監第 1 1 号にて報告のありました「財政援助団体等監査
（公の施設の指定管理者監査）の結果報告」を参考として、別紙のとおり措置を講
じましたので通知いたします。

（生涯学習課）

【所管部局に対して】

(１) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。(法 244 の 2③)

- ・ 利用料金の当初の料金設定について、協定書第 3 2 条第 1 項に定める手続きがされていない。【監査の結果 (５) ①】

令和３年度より、利用料金の設定についての申請書を提出してもらい、市長決裁にて承認を行っている。

- ・ 利用料金の免除について、条例及び規則に定める承認者及び提出先が統一されていないので、整理が必要と思われる。【監査の結果 (５) ①】

他部署の免除規定の承認者を確認したうえで規則等を改正し、承認者の統一を図る。

- ・ 利用料金について、協定書第 3 2 条において「条例に定める当該施設使用料の額の範囲内で市の承認を得て定めるもの」としているが、当該使用料は 1 時間ごとの料金設定のところ、実態は 3 時間ごとの料金設定としており、矛盾が生じているので整理が必要と思われる。【監査の結果 (５) ①】

指定管理者と協議の上、整理を行いたい。

(２) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。(法 244 の 2④⑤⑥)

- ・ 選定手続要項 5 (２) 中の「申込資格」について、明記されておらず、また同 (２) の⑤に明記する「２の (２)」は、本要項中には存在していない。矛盾が生じているので内容の整理が必要と思われる。【監査の結果 (５) ②】

次回選定時まで「選定手続要項」の修正を行う。

(３) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。(法 234、法 232 の 3)

- ・ 基本協定書第 3 2 条において、利用料金等の決定について「市の承認を得て」としているが、実際は教育委員会（教育長）が承認している。そのほかにも協定書等で市（市長）としているところ教育委員会（教育長）が実施している状況が見受けられるので、実態に即した内容に整理されたい。【監査の結果 (５) ③】

指定管理者からの提出があった利用料等の承認について、令和３年度より教育長決裁から市長決裁に変更済

- ・ 図書館分館について、協定期間ごとに承認手続きが必要と思われる。また、分館の位置付けについて条例等の整理を検討されたい。【監査の結果（５）③】

令和３年度より、見晴分館の開設について自主事業計画書を提出してもらっている。なお、見晴分館は指定管理者の自主事業であることから、現在のところ条例等の整理は予定していない。

（４） 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- ・ 自主事業に関する表現について、誤解が生じないように、協定書等の整合が必要と思われる。【監査の結果（５）④】

事務局（総務課）において、令和３年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、自主事業に関する表記（定義）について、令和４年度からの対応を予定。

- ・ 年度協定書第４条に定める燃料について、油種が明記されていない。誤解が生じないように明記が必要と思われる。【監査の結果（５）④】

令和３年度より、年度協定書に油種を明記している。

また、関係課においては、事務局（総務課）において、令和３年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、油種の明記について、令和４年度からの対応を予定。

- ・ 各書類の中で用いられている「指定管理料」「指定管理委託料」「委託料」や基本協定書の中で様々な名称及び略称が用いられている選定手続要項について、統一した表現を用いることが望ましい。また、「募集要領」については、協定書の中で用いられていないので、整理が必要と思われる。【監査の結果（５）④】

事務局（総務課）において、令和３年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、標記の統一（指定管理委託料、選定手続要項）について、令和４年度からの対応を予定。

- ・ 基本協定書第１３条第２項は、基本協定書、募集要項及び業務計画書の間に矛盾・そごがある場合の解釈の優先度を定めているが、本来、矛盾やそごはあるべきではなく、基本協定書が誤っている場合や基本協定書よりも募集要項を優先させた方が両者にとって有益な場合も考えられる。

矛盾やそごが生じないように精査し作成されたい。もし矛盾やそごが生じた場合、その都度協議し決定することが有益であると思われる。

また、同条第３項では、「業務計画書の水準が仕様書を上回る場合は業務計画書に示された水準による」とあるが、その水準の考え方に相違が生じる場合もあるため、協議が必要と思われる。【監査の結果（５）④】

事務局（総務課）において、令和３年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、「そごが生じた際のとりあつかい」についての標記を修正し、令和４年度からの対応を予定。

- ・ 青少年減免基準について、参加している子どもの市内在住割合を 50%とし運用しているが、市として要項等に定めておくことが必要と思われる。【監査の結果（５）④】

「留萌市中央公民館、留萌市スポーツセンター等社会教育施設使用料取扱要綱」を改正し、「参加している子どもの市内在住割合」についての規定を追加する。

- ・ 仕様書 8（１）の人員配置について、併任を認めるのであれば、仕様書にその旨の記載が望ましい。【監査の結果（５）④】

次回選定時まで、仕様書に併任に関する記載を追加する。

- ・ 基本協定書第 4 7 条または第 5 1 条について、条文中に不明確な文言の使用が一部見受けられるので、整理が必要と思われる。【監査の結果（５）⑥】

事務局（総務課）において、令和 3 年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、条文中の不明確な文言について修正し、令和 4 年度からの対応を予定。

（５） 事業報告書の点検は適切になされているか。（法 234 の 2）

- ・ 業務報告書及び月報に誤記載や記載漏れが見受けられるので、適切な確認を要望する。【監査の結果（５）⑥】

令和 3 年度から適切な確認に努めている。

- ・ 第三者への業務の委託について、一部事業で指定管理者から他団体等へ委託料を支出しているが、協定書第 1 5 条第 1 項の規定による承認がされていない。所管としては内容的に業務委託には該当しないと判断であれば、誤解を招かないような支出科目とするよう指導することが必要と思われる。【監査の結果（５）⑥】

生涯学習課としては内容的に業務委託には該当しないと判断しており、令和 3 年度より誤解を招かないような支出科目とするよう指定管理者に指導している。

- ・ 自主事業について、事業報告書や当初予定していた事業の変更に伴う変更計画書の未提出が一部見受けられたので、適切な確認を要望する。【監査の結果（５）⑥】

令和 3 年度から適切な確認に努めている。

（６） その他

- ・ 仕様書 18（２）または 20（２）に定める備品台帳による整備が必要と思われる。【監査の結果（５）⑨】

指定管理者と協力し、備品台帳の整備に努める。

- ・ 自主事業について、NPO法人本来の活動と指定管理者としての事業との区分けが不明確であり、指定管理事業以外のすべての事業を指定管理者の自主事業として申請・報告をしているため、自主事業の定義や基本協定での位置付けについて、改めて検討が必要と思われる。【監査の結果（５）⑨】

事務局（総務課）において、令和３年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、自主事業に関する表記（定義）について、令和４年度からの対応を予定。

なお、指定管理事業以外のすべての事業を指定管理者の自主事業として申請を行っている件については、指定管理者と協議・調整を行い、次回選定時までに整理を行いたい。

- ・ 実施事業について、指定管理者による公の施設の管理や利用促進という本来の目的と乖離している状況が見受けられたため、事業の見直しや施設と関連のないものは委託業務として別に発注するなどの整理を検討されたい。【監査の結果（５）⑨】

指定管理者との協議・調整を行い、次回選定時には委託業務としての実施を検討している。

【指定管理者に対して】

(1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ・ 自主事業について、基本協定書（図書館）第46条または（文化センター等）第50条に定める手続きがされていないものが見受けられた。また、受講料について、承認された料金設定とは別に設定にしているものが見受けられたので、実態に合わせた手続きが必要と思われる。【監査の結果（4）②】

令和3年度より、自主事業の変更・追加実施があった場合には、業務企画書の提出・変更を提出するよう努めている。また、料金設定についても、承認された利用料金から変更がないよう努めている。

- ・ 自主事業について、事業報告書及び変更契約書の未提出、事業計画書及び報告書への非該当事業の記載などが見受けられた。【監査の結果（4）②】

令和3年度より、事業の変更・追加実施があった場合には、業務企画書の提出・変更を提出するよう努めている。また、非該当事業については記載しないよう改めている。

- ・ NPO法人本来の活動と指定管理者としての事業との区分けが不明確である。自主事業の定義や基本協定での位置付けについて、改めて検討が必要と思われる。【監査の結果（4）②】

事務局（総務課）において、令和3年度中に協定書等（標準）様式の一部改正を行い、自主事業に関する表記（定義）について、令和4年度からの対応を予定。自主事業の定義については、「実施することができる」と規定されていることから、主体性は指定管理者にあると考える。指定管理事業以外のすべての事業を指定管理者の自主事業として申請を行っている件については、教育委員会と協議・調整を行い、次回選定時までには整理を行いたい。

- ・ 講座等の実費負担について、基本協定書（文化センター等）第51条に定める手続きがされていないものが見受けられた。【監査の結果（4）②】

令和3年度より、実費負担が発生する場合には、事前に承認を得るよう努めている。

- ・ 使用許可等申請書様式について、各施設の規則において「指定管理者が定める」と規定しているので、様式を定められたい。【監査の結果（4）②】

今後は規定に従って様式を定める。

- ・ 図書館分館について、協定期間ごと申請手続きが必要と思われる。【監査の結果（4）②】

令和3年度より、見晴分館の開設について自主事業計画書を提出している。

- ・ 第三者への業務の委託について、協定書第15条第1項に定める承認がされていないものが一部見受けられた。また、実施内容に見合う予算科目の選択について検討されたい。【監査の結果（４）②】

教育委員会からは内容的に業務委託には該当しないと判断があったことから、令和3年度より誤解を招かないよう予算科目を変更している。

- ・ 事業報告書及び月報について、記載内容に漏れや誤りが見受けられた。【監査の結果（４）②】

記入漏れ、誤記載について、同じ誤りが発生しないよう確認に努める。

- ・ 事業について、事業計画書との相違があったので、整合確認が必要と思われる。【監査の結果（４）②】

同じ誤りが発生しないよう整合確認に努める。

- ・ 月報について、2つの協定を統合して提出しているが、それぞれで提出すべきである。【監査の結果（４）②】

協定ごとに月報を作成してみたが、全体の収支が分からなくなったことから、教育委員会と協議し、2つの協定を統合した月報ではあるが、記載内容の改善を行った。

- ・ 施設利用料金や事業参加料の減額や無料の措置について、公平性の確保を考慮して対応されたい。また、根拠についても整理が必要と思われる。【監査の結果（４）②】

公平性の確保の観点から、減額や無料の措置について改める。

- (2) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- ・ 利用料金の設定について、基本協定書（文化センター等）第32条第1項に定める手続きがされていない。【監査の結果（４）③】

令和3年度より適切な手続きに努めている。

- ・ 料金設定の額の範囲について、基本協定書（文化センター等）第32条第1項に「条例で定める範囲内」としているが、条例（1時間ごと）と実態（3時間ごと）とで矛盾が生じているので、整理が必要と思われる。また、施設の利用内容によっては別の時間区分が用いられているので合わせて整理されたい。【監査の結果（４）③】

教育委員会と協議の上、整理を行いたい。

- ・ 使用許可等の申請書及び使用料無料確認書について、記載漏れや誤記載等が散見されるので、受付時の確認をお願いしたい。【監査の結果（４）③】

記入漏れ、誤記載について、同じ誤りが発生しないよう確認に努める。

- （３） 公の施設管理に係る収支会計経理は 適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ・ 経理事務について、支出のうち、NPO法人本来の活動と思われるものが含まれているので、整理が必要と思われる。【監査の結果（４）⑤】

精査を行い、令和３年度より適切に対応している。

- ・ 事業の会計区分について、関係法令等の規定に基づき整理されたい。また、報告書の提出は協定ごとに必要と思われる。【監査の結果（４）⑤】

教育委員会と協議し、２つの協定を統合した月報ではあるが、記載内容の改善を行い、協定ごとの内容が詳しく分かるようにしている。

- ・ 支出科目の適用について検討が必要なものが一部見受けられるので、整理が必要と思われる。【監査の結果（４）⑤】

令和３年度より支出科目を変更し、適当な科目にて支出している。

- （４） 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- ・ 指定管理業務における会計の独立性を確保するため、契約に用いる名称、受理する請求書や領収書の宛名などは“〇〇〇〇指定管理者 〇〇〇〇”に統一することが望ましい。【監査の結果（４）⑥】

スポーツ協会発行の請求書、領収書については対応が可能であるが、一般商店などについての対応は困難であると考える。

- （５） その他

- ・ 指定管理事業について、該当する団体（市、指定管理者等）や表記方法（主催、共等）など整理が必要と思われる。【監査の結果（４）⑧】

該当する団体や表記方法についての整理を行い、適切な表記方法等を行っている。

- ・ 使用許可等申請書中、決定欄の選択漏れが多数見受けられた。なお、欄が不要であれば様式の見直しを検討されたい。【監査の結果（４）⑧】

記入漏れについて、同じ誤りが発生しないよう確認に努める。また、様式の見直しについても検討する。

- ・ 会計事務や施設使用許可等の決定権者や代決・専決者について、内規などの整理

が必要と思われる。【監査の結果（４）⑧】

内規について整備済みであり、内容についても整理を行っている。